

佐賀県告示第 246 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 8 年 8 月 28 日に失効する。

令和 8 年 8 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8 R) -N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1Fe-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 N, N-ジエチル-2-（2- { [4-（2-フルオロエトキシ）フェニル] メチル} -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称名：Fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N, N-ジエチル-2-（2- { [4-（2-メチルプロポキシ）フェニル] メチル} -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称名：Isobutonitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 N- [2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル] -2-メチルプロパン-1-アミン（通称名：5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。